

## 5 施策体系

### (1) 将来像

本計画は、第2期庄原市長期総合計画に掲げた、保健・福祉・医療・介護分野の基本政策「“あんしん”が実感できるまち」の実現に向けた「子育て支援」の個別計画です。

このため、当該基本政策の趣旨及び第1期計画の基本理念を踏まえ、本計画の将来像を「みんなで応援 すくすく庄原っ子」とします。

第2期庄原市長期総合計画における本市の将来像

## 美しく輝く 里山共生都市

～みんなが“好き”と実感できる“しょうばら”～



保健・福祉・医療・介護分野の基本政策

## “あんしん”が実感できるまち

“子どもは地域の宝”と称されるように、子どもの笑顔は、家族の喜びだけでなく、地域に活力を生み、地域の未来に期待を抱かせる源でもあります。

結婚や出産は、個々の判断に委ねられた行為であり、行政の施策・誘導によって成就するものではありませんが、“子どもは地域の宝”であることを念頭に、時代の変化や対象者のニーズに対応した結婚支援や出産支援、さらには産科医療の早期再開など、多様な視点での子育て支援に取り組みます。



本計画の将来像

## みんなで応援 すくすく庄原っ子

美しく豊かな自然、市民のあたたかな心、高齢者による子育て支援など、本市の優れた子育て環境の中で、庄原で生まれ・育ち、庄原の未来を担い・創造する子どもたちの成長を、家族、地域をはじめみんなで応援し、誰もが「ずっと住み続けたいと実感できるまち」をめざします。

## (2) 基本施策

将来像の実現に向け、次のとおり、基本施策及び個別施策を設定します。

### 【基本施策1】子育て家庭への支援

家族形態が多様化する中であっても、「子育ての責任は保護者が負う」ことを前提に、保護者や家族が、“あんしん”や“喜び”を実感しながら子育てができる環境づくりに取り組めます。

〈個別施策〉

- (1) 子育て世代の包括的な支援
- (2) 子育てと仕事の両立支援

### 【基本施策2】子どもの成長支援

子どもたちが、生きる力を育み、心身ともに健全に成長できるよう、成長過程や家庭環境に応じた健康づくりや心身障害への支援、学習環境の整備などに取り組めます。

〈個別施策〉

- (1) 健やかな成長支援
- (2) 教育環境の整備
- (3) 要支援世帯への対応

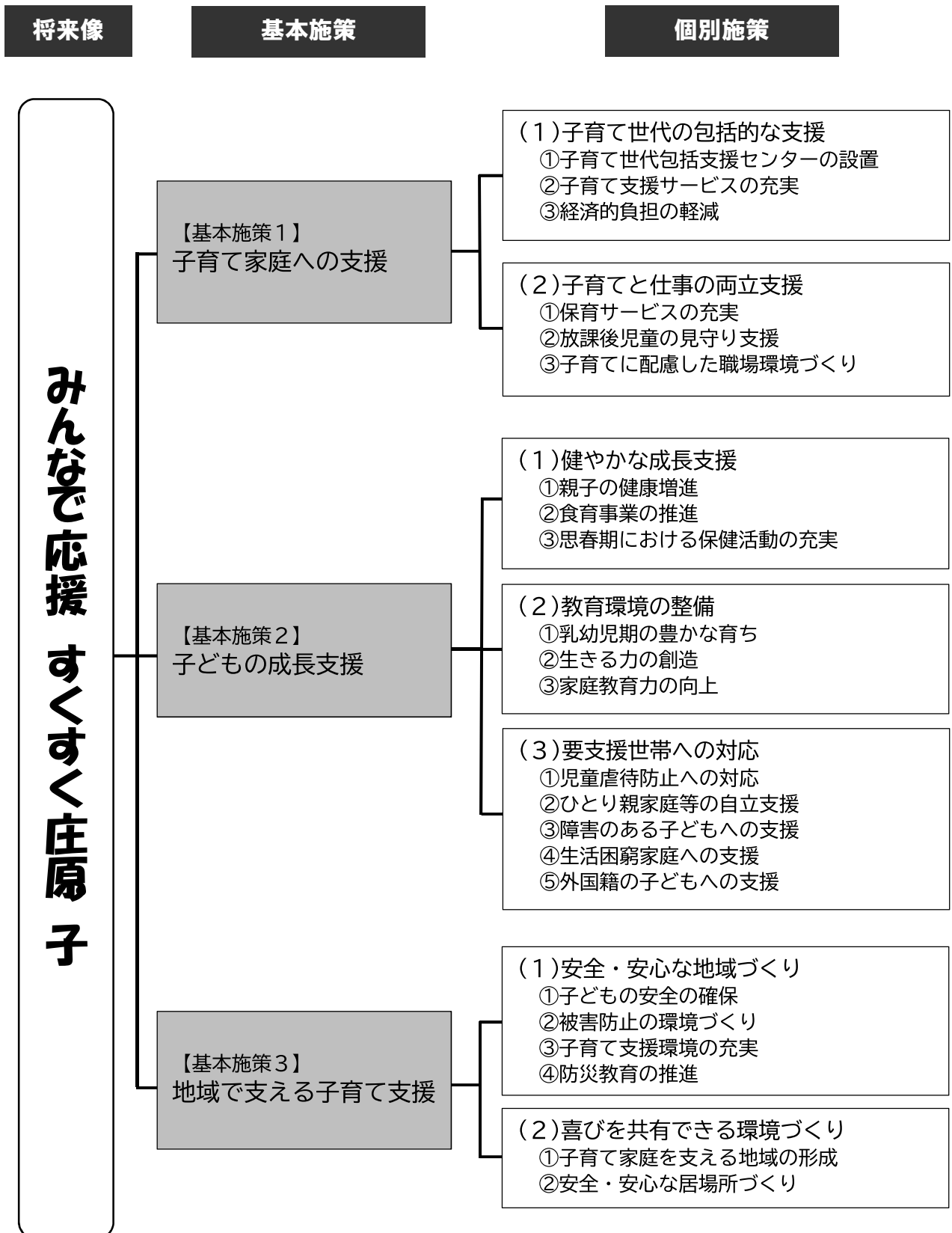
### 【基本施策3】地域で支える子育て支援

子どもや子育て家庭が事故や犯罪に巻き込まれないよう、地域で見守るとともに、“地域の宝”として、その成長を支える仕組み・環境づくりに取り組めます。

〈個別施策〉

- (1) 安全・安心な地域づくり
- (2) 喜びを共有できる環境づくり

(3) 施策体系図



## 6 施策の展開

### 【基本施策1】子育て家庭への支援

#### (1) 子育て世代の包括的な支援

子育てへの不安に対する相談対応のほか、情報を得る機会や子育て支援の充実が求められており、妊娠期から子育て期までの一貫した相談体制づくり、親子や子育て経験者、高齢者など、多世代が気軽に交流できる場づくりに取り組みます。

また、子どもの成長段階や世帯の状況に応じた支援サービスの提供、経済的支援に努めます。

#### 具体的な取組

#### ① 子育て世代包括支援センターの設置

- 重点** ○母子保健事業と子育て支援事業を一体的に実施し、総合的相談支援の充実を図るため、専任・専門職員を配置した庄原市子育て世代包括支援センター(愛称:ほのぼのネット)を設置します。

#### 庄原市子育て世代包括支援センター(愛称:ほのぼのネット)の機能分担及び組織

##### ■基幹センター機能(本庁)

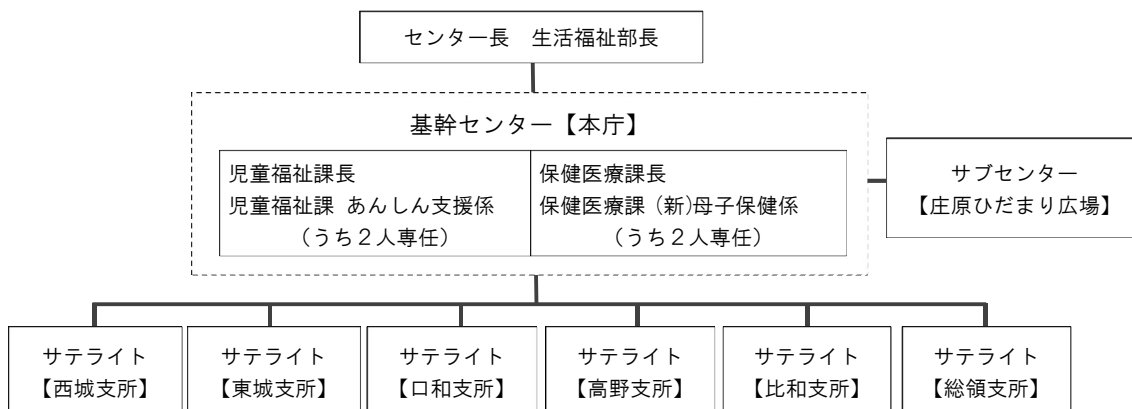
- ・相談支援に関する総合調整及び企画立案の機能
- ・全域を対象とした事業実施の機能

##### ■サブセンター機能(庄原ひだまり広場)

- ・全域を対象とした事業実施及び休日相談などを行う基幹センターの機能を補完する機能

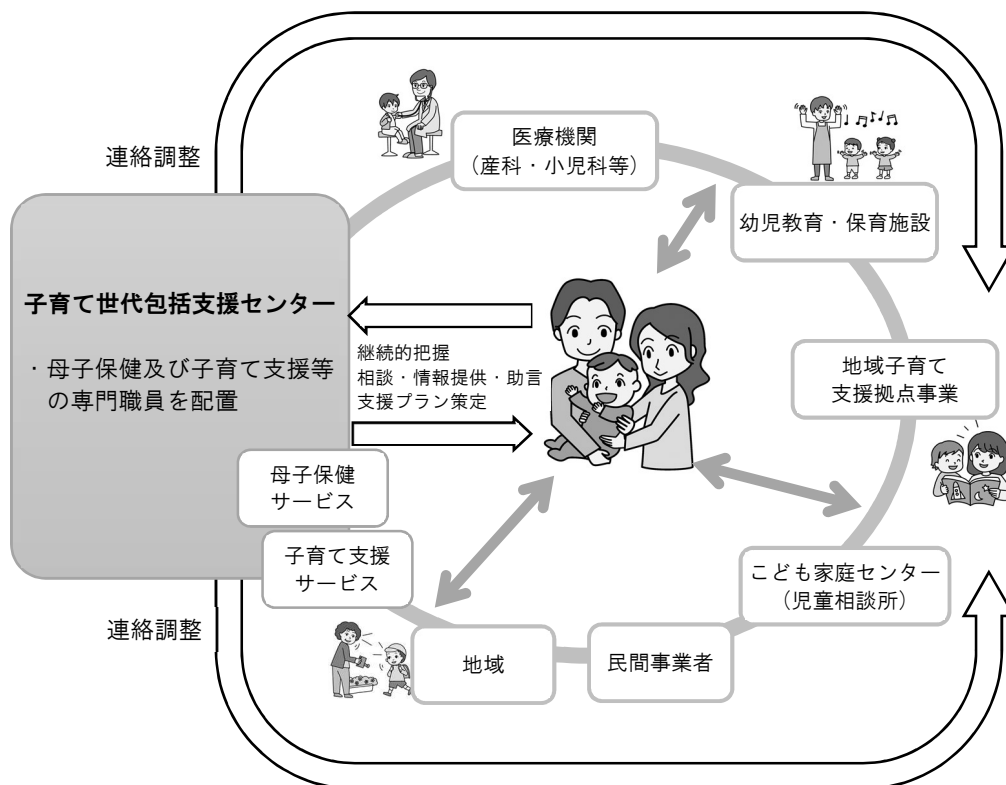
##### ■サテライト機能(各支所)

- ・支所管内を対象とした日常的な事業実施の機能



- **重点** ○母子健康手帳の交付時から、来所の際の面談、電話相談、家庭訪問など、妊産婦や児童、家庭の状況に寄り添った柔軟な相談対応に努めます。
- 新生児訪問や乳児家庭全戸訪問など、既存の事業を継続するとともに、実情に応じ、新規の訪問事業などへ展開します。
- 地域子育て支援拠点事業と連携し、子育て家庭の交流や相談機会の拡大、情報提供の充実に取り組みます。
- 医療機関、保育所等、学校、子育て支援事業者、地域、児童相談所など、多様な関係機関との連携を強化し、子育て支援の充実に努めます。
- 情報提供に関し、パンフレットやホームページのほか、スマートフォンやSNSを活用した多様な手法を検討します。
- 子育て家庭の状況や相談内容、対応経過などの情報を一元管理するとともに、必要な情報を担当者が共有できるシステム導入を検討します。

### ■相談支援体制図



## ②子育て支援サービスの充実

**重点** ○地域子育て支援拠点事業を実施する場所を「子育て支援センター」とし、当該センターに専門職員を配置して相談対応や情報の提供、子育てサークルの活動支援などに取り組みます。

○子育て家庭や支援者・協力者が、気軽に集い、交流できる場づくりを進めるとともに、子育て支援ボランティアの育成に努めます。

○不定期的な保育ニーズへの対応として、ファミリー・サポート・センター事業の提供会員を確保し、利用しやすい体制づくりに取り組みます。

## ③経済的負担の軽減

**重点** ○子どもの誕生を祝福し、次代を担う子どもの健やかな育成を願うための出産祝金、小学校・中学校への入学を祝福し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図る入学祝金の制度を継続実施します。

○児童手当の適正な支給のほか、対象世帯の所得状況などに応じ、次の費用の一部助成を継続します。

- ・子どもの医療費
- ・予防接種の費用
- ・チャイルドシートの購入費
- ・放課後児童クラブの利用者負担金
- ・ファミリー・サポート・センター事業の利用者負担金
- ・不妊治療の費用

○保育料等のうち、国の制度で無償対象外とされた3歳以上児の副食費を無償とするほか、3歳未満児については、同時入所の有無や世帯所得などにかかわらず、第2子半額、第3子以降無料の支援を継続します。

## (2) 子育てと仕事の両立支援

共働き家庭の増加や保育サービスの利用開始が低年齢化する一方で、核家族化の進行や家族の支援が得られない子育て家庭への対応が求められています。

そのため、子育てと仕事の両立を支援するため、保育サービスや病後児支援、放課後児童の見守りについて、関係事業の充実に取り組みます。

### 具体的な取組

#### ①保育サービスの充実

**重点** ○通常保育に関し、多様な保育ニーズに対応するとともに、待機児童が発生しないよう、保育士の確保に努めます。

また、児童数の減少に伴い、幼児期における「適切な子どもの集団」が維持できない公立保育所が生じることも懸念されることから、次のとおり対応方針を定め、該当保育所の保護者や地域と協議を進めます。

##### ■保育所の適正規模に関する対応方針

集団保育の重要性から、保育所入所児童が10名未満となり、以降、入所児童数が10名以上になることが見込まない場合は、適正規模での保育を確保するため、次の事項に配慮し、休所、閉所、統合の検討に着手する。

- 同一地域内又は隣接地域内に他の保育所があり、児童の受け入れが可能であること。
- 休所、閉所に当たっては、説明会などを開催し、情報提供や意見交換を行う中で、保護者や地域の理解を得ること。

##### 【適正規模の基準】

・入所児童は、1施設あたり10人以上

##### 【10人以上の理由】

保育所の適正な規模の子ども集団とは、協調しながら遊び、人間関係が構築できる最小人数として、3人の集団が3つ程度ある10人以上とする。

○延長保育や一時預かり事業等については、保護者のニーズや受け入れ施設の規模・体制を踏まえるとともに、民間事業所への委託も含め、柔軟に対応します。

○食物アレルギー等に配慮が必要な児童への食事提供については、「対応マニュアル」の遵守や設備の充実などにより、適切に対応します。

**重点**

○病児・病後児保育については、次の支援体制方針に沿い、市内全域での実施に取り組みます。

**■病児・病後児支援体制方針(平成30年5月決定)****【病児保育】** 生後6月から小学校6年生まで

・庄原市病児病後児保育施設(わらべ保育室)において、市内全域を対象に実施する。

**【病後児保育等】**

- (1) 「わらべ保育室」において、看護師・保育士を配置するとともに小児科医師と連携し、市内全域を対象に実施する。(国の要綱に基づく病後児保育事業 生後6月から小学校6年生まで)
- (2) 「小奴可こども園」において、看護師・保育士を配置し、市内全域を対象に実施する。  
(国の要綱に基づく病後児保育事業 生後3月から小学校6年生まで)
- (3) 指定管理保育所において、看護師及び保育士を配置し、当該保育所への入所児童に限定して実施する。  
(本市独自の病後児支援事業)

**②放課後児童の見守り支援(放課後児童クラブ・放課後子供教室)****重点**

○放課後や週末、長期休業期間中に、小学生が安全・安心に過ごす場所として、見守りを行う支援員を配置した放課後児童クラブを運営します。

**重点**

○放課後児童クラブを実施する施設について、利用児童数の増加や施設の老朽化などに応じて新たな整備が必要と判断したときは、該当小学校の敷地内又は近接地への整備を基本に検討します。

○全小学校区において、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携型事業に取り組みます。また、地域の実情に応じ、可能な範囲で一体型事業の実施を検討します。

○児童の成長過程や障害の区分・程度等により、特別な配慮が必要な児童を受け入れるときは、学校や委託事業所と連携し、支援員の加配など、適切に対応します。

**③子育てに配慮した職場環境づくり****重点**

○子育て支援に積極的な事業所を表彰・紹介するなど、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に取り組む姿勢の社会的評価を推進します。

**重点**

○育児休業制度の定着や父親の取得促進、労働時間の短縮に向けた取組を継続します。また、各種セミナーや講座等の開催により、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の意識を促します。

○仕事と調和した子育て支援に取り組む事業所への支援を検討するとともに、多様な広報媒体を活用し、関係制度の周知に努めます。



## 【基本施策2】子どもの成長支援

### (1) 健やかな成長支援

安心して子どもを産み、健やかに育てること、そして母子ともに健康であり続けることは、市民の皆さんが共有する願いであり、親子の健康維持や不安・負担の軽減を図るため、多様な機会・事業を設定し、生活支援に取り組みます。

また、幼少期から、量や質、バランスなどを考慮した食事、正しい「食の知識」を身につけることが大切であり、成長段階に応じた食の学習や体験活動の充実に努めます。

#### 具体的な取組

##### ① 親子の健康増進

**重点** ○妊娠や出産における悩みの解消や不安の軽減を図るため、母子健康手帳の交付、パパママひろば、産婦訪問などにおいて、面接・相談の機会を設定します。

**重点** ○子どもの発達を支援するため、年齢に応じた健診、成長の程度や生活習慣の確認、疾病の予防と早期発見などに努めます。

○出産後の育児が安心してできるよう、新生児訪問や育児講座、乳幼児健診などに取り組みます。

○妊産婦や子どもの健康を保持・増進する視点をもって、産科・小児科の維持をはじめ、医療体制の充実に取り組みます。

##### ② 食育事業の推進

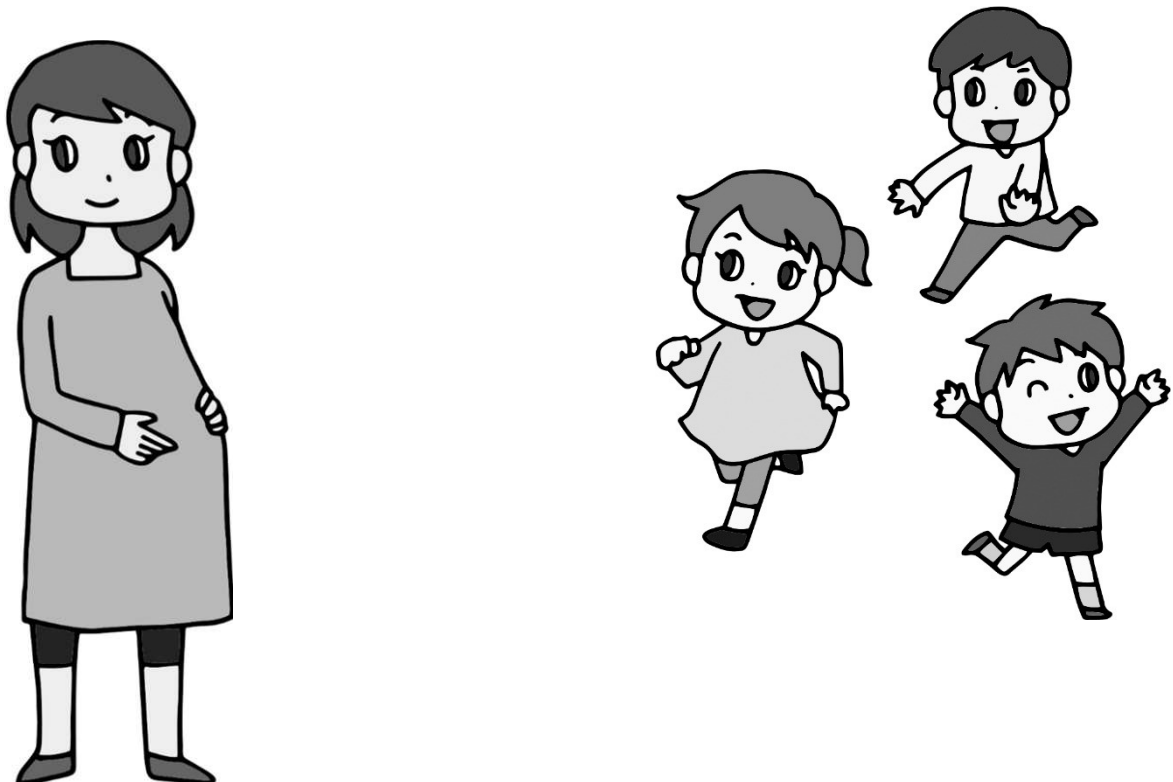
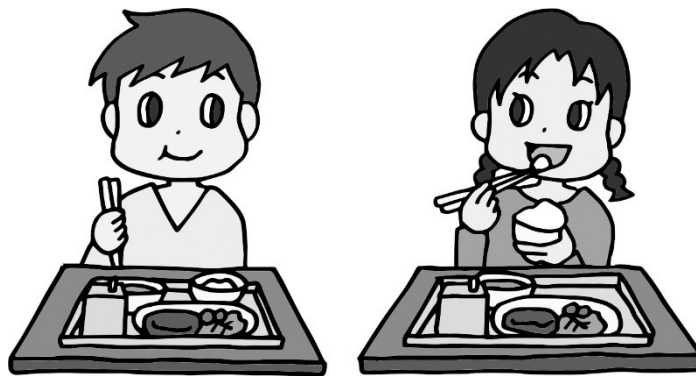
○第3次庄原市食育推進計画に基づき保育所等、学校、子育て支援センターと連携した更なる食育の推進に取り組みます。

○関係機関と連携した情報提供や支援に努め、食に関心を持ち、健全な食生活を実践する子どもを育成します。

○子どもの健康や適切な食習慣に関する料理教室・食育教室の開催、保育所等における食育の実践活動に努め、乳幼児期からの生活習慣病の予防と適切な食習慣の確立に取り組みます。

### ③思春期における保健活動の充実

- 思春期の子どもたちが母性保護に関する正しい知識を習得し、適切に対応できるよう、学校や地域と連携しながら啓発活動、環境づくりに努めます。
- 中学校3年生を対象に、いのちを大切にする「生と性」の思春期講座を実施するとともに、薬物や喫煙、飲酒、悩んだときのSOSの出し方に関する保健指導、相談窓口の情報提供に取り組みます。



## (2)教育環境の整備

子どもたちが現代社会をたくましく生き抜くため、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことが求められています。

本市の豊かな自然や地域資源を活かしつつ、学校と家庭、地域の連携による教育力の向上に取り組みます。

### 具体的な取組

#### ①乳幼児期の豊かな育ち

**重点** ○本市の豊かな自然や、地域のさまざまな人々、地域の伝統文化を十分に活かすとともに、保育所等、家庭、地域、企業及び関係機関等と連携し、乳幼児期の子育て環境の推進に取り組みます。

○合同研修等で取組の方法や成果及び課題を共有し、各地域の実態に応じた実践の充実を図ります。

#### ②生きる力の創造

**重点** ○学校教育等において、個々に応じた指導の充実を図り、基礎的な学力を重視するとともに、学習意欲、思考力、表現力、問題解決能力などの「生きる力」を醸成します。

○郷土愛や思いやりの心、社会に対する責任感を醸成するとともに、命の尊さや男女が協力して家庭を築くこと、子どもを生み育てることの意義などの啓発に努めます。

○子どもが積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲を醸成するとともに、競技や能力の向上を図るため、スポーツ環境の充実、指導者の養成に取り組みます。

○学校評議員会、学校関係者評価委員会からの提言のほか、地域人材を活用した総合的な学習の時間を設定し、特色ある学校づくり・地域に開かれた学校づくりに取り組みます。

#### ③家庭教育力の向上

○家庭における教育力・養育力の向上、子どもの生活習慣の習得のほか、親としての役割や子どもとの適切な接し方を促すため、保育所等や子育て支援センターと連携し、情報提供や学習機会の充実に努めます。

### (3) 要支援世帯への対応

多様化する生活様式、複雑化する社会環境の中で、悩みや問題を抱えた子育て家庭が増加しており、特に児童虐待や子どもの貧困などは、社会問題として指摘されていることから、発生予防、早期発見、早期対応と支援の継続を基本に、子どもや家庭の状況に応じ、迅速・適切に対応する必要があります。

子どもたちが、生まれ育った環境で将来を左右されることなく、心身ともに健やかに成長できるよう、子どもと子育て家庭の総合的な支援に努めます。

#### 具体的な取組

##### ① 児童虐待防止への対応

- 重点** ○児童虐待を防止するとともに、事案発生時に迅速かつ的確に対応するため、「子育て世代包括支援センター」に「子ども家庭総合支援拠点」の機能を付与することを検討します。
- 虐待の発生予防、早期発見、早期対応等に向け、関係機関との連携及び情報の収集・共有を前提とした要保護児童対策地域協議会の機能強化に取り組みます。
- 専門職員の配置による体制の強化、資格取得研修や専門研修の受講などによる職員の資質向上に努めます。
- 広島県こども家庭センター(児童相談所)との連携を維持し、適切・迅速に対応します。
- 重点** ○母子保健事業や子育て支援事業の担当職員の意識を高めるとともに、医療機関や保育所等、子育て支援センターと連携した情報収集により、支援が必要な家庭の早期把握に努めます。なお、特に支援が必要な家庭に対しては、養育支援訪問等を実施します。
- 産婦健康診査の内容を見直し、メンタルヘルスの状況把握、産後うつ及び新生児虐待の予防に努めます。
- 出産前後の不調や不安が強い妊産婦を対象として、助産師による産前サポート事業、医療機関等での休息場所の提供、授乳や育児を支援する産後ケア事業を実施します。
- 児童委員や社会福祉法人、NPO、ボランティア等との連携により、虐待の発生予防、早期発見に努めます。

## ②ひとり親家庭等の自立支援

- 保育サービス及び放課後児童クラブ、子育て支援サービス等の利用に際し、負担軽減等の支援を行います。
- 児童扶養手当の支給や医療費負担の軽減、就業支援や資金貸付など、経済的支援も含めた総合的な自立支援に努めます。

## ③障害のある子どもへの支援

- 重点** ○保育所等や利用施設における支援方法の助言など、保健、医療、福祉、教育分野の関係機関が連携し、総合的な支援を推進します。
- 障害の要因となる疾病の早期発見と治療の促進、事故の予防を図るため、妊婦及び乳幼児を対象とした健康診査、学校における健康診断等を継続します。
- 障害のある子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、障害の区分や程度に対応できる医療・療育体制の充実に取り組みます。
- 障害者支援の担当課に保健師を配置し、相談対応や日常生活における助言のほか、医療連携、障害者年金の受給支援などを行います。
- 特別支援学級に在籍する児童・生徒が学習意欲を高め、安定した学校生活を送ることができるよう、特別支援教育の充実に努めます。

## ④生活困窮家庭への支援

- 重点** ○経済的な理由で、十分な学習を受けることができない子どもを作らないよう、多様な機会を設定し、「確かな学力」を身につける学習支援を行います。
- 子どもの貧困対策として、継続的な実態把握に努めるとともに、先進的な事例や情報を収集し、本市における最適な対応を研究します。

## ⑤外国籍の子どもへの支援

- 日本語や日本の生活に不慣れな外国籍や外国にルーツのある子どもや保護者などを対象として、理解の程度に応じた学習支援、生活援助を行います。
- 国際理解に関する情報発信、啓発活動のほか、外国語に対応できる職員の育成、子育て情報の提供に努めます。

## 【基本施策3】地域で支える子育て支援

### (1)安全・安心な地域づくり

自然災害をはじめ、子どもを狙った犯罪や子どもの交通事故など、身近な地域においても、いつ発生するかわからない危険が潜んでおり、子どもや保護者が安心・安全に生活できる地域づくりが求められています。

そのため、見守り体制の強化や生活環境の改善、交通安全、防犯対策の充実などに取り組みます。

#### 具体的な取組

#### ①子どもの安全の確保

- 子どもを交通事故から守るため、地域や学校、警察などの関係機関・団体と連携し、交通安全の啓発活動、チャイルドシートの購入支援などに取り組みます。
- 幼少期から交通安全を自覚し、交通ルールを守ることができるよう、年齢段階に応じた交通安全指導や交通安全教室等を実施します。
- 交通安全日や交通安全期間中において、PTA・ボランティア団体・警察と連携し、街頭指導のほか、小学生を対象とした自転車教室を実施します。

#### ②被害防止の環境づくり

- 重点** ○防犯対策協議会の活動を支援するとともに、小学生に防犯ブザーなど配布し、子どもの自己啓発も促しながら、犯罪が発生しない環境づくりに努めます。
- 地域の皆さんによる登下校の見守り、青色パトロールカーの巡回など、関係者の協力も得ながら、子どもの見守り体制を維持します。
- 犯罪・事故等を未然に防止するため、通学路をはじめ、主要道路への防犯灯の設置と適正な管理に努めます。

#### ③子育て支援環境の充実

- 安全の確保やまちづくりの視点から、子どもや高齢者にやさしく、かつ効率的な道路・施設の整備に努めます。
- 遊具を配置した公園については、子どもや保護者が安全に利用できるよう、設備の定期点検など、適切な維持・管理を行います。
- 主に乳幼児や保護者が利用する公共施設については、おむつ替えスペースや授乳室などの確保・整備に努めます。

#### ④防災教育の推進

- 重点** ○地域や関係機関と連携した防災訓練・避難訓練に取り組むとともに、子どもや保護者を対象とした防災・減災に関する情報の提供に努めます。
- 教育・保育施設における定期的な防災訓練を要請するとともに、防災教育の実施を呼びかけます。

### (2)喜びを共有できる環境づくり

地域全体で子どもを見守り、子育て家庭を支え、身近な子どもの存在を“地域の宝”として共有できる環境は、安心な子育てにおいて極めて重要です。

このため、交流事業の促進や交流場所の設置をはじめ、誰もが子育てを理解し、支援できるように、環境づくり・啓発活動に取り組みます。

#### 具体的な取組

##### ①子育て家庭を支える地域の形成

- 身近な地域や保育所等で、世代間交流事業や親子教室、多様なイベントを実施し、仲間づくり、情報交換の場づくり、及び近隣世帯のふれあい促進に取り組みます。
- 子育てサロンや子育てサークルなど、地域で活動する子育て団体支援するとともに、当該団体の活動情報を子育て家庭に発信、提供します。
- 地域の皆さんが、子育て支援について学べる機会を提供します。

##### ②安全・安心な居場所づくり

- 放課後などにおいて、安全・安心な子どもの居場所となる放課後児童クラブ及び放課後子供教室を引き続き設置・運営します。
- 自治振興センターなどの身近な公共施設を活用し、多様な体験ができる教室や講座などを開催します。
- 虐待を受け、また、孤立した子どもを生じないように、地域団体や民間事業者と協働し、日中、安心して過ごすことのできる居場所づくりに取り組みます。